

香港基本法をめぐる諸問題

— 附属文書の公定解釈をめぐる —

諸 橋 邦 彦

目 次

はじめに	はじめに
I 現行の香港の選挙制度及び立法会の表決手続	
1 香港行政長官の地位及び選出方法	
2 香港立法会議員の選出方法	
3 立法会における表決手続	
II 香港基本法附属文書の公定解釈をめぐる問題	
1 附属文書1第7条及び附属文書2第3条の解釈について	
2 基本法の公定解釈手続規定	
3 附属文書をめぐる実際の公定解釈の経過	
(1) 中央と香港の民主派勢力との論争	
(2) 全人代常務委員会による附属文書の公定解釈	
おわりに	
— 第3期立法会議員選挙の結果とあわせて	

はじめに

香港特別行政区（以下、香港）は、1997年7月1日にイギリスから中国へ返還され、中国の一地方となった。そして、香港特別行政区基本法（以下、香港基本法又は基本法と略す）⁽¹⁾に基づく「一国二制度（原文「一国兩制」）」の運用が開始され、いわゆる「高度な自治」という名の下で、中国本土（大陸）とは異なる独自の政治制度及び経済制度を展開することとなったのである。しかし、返還後すでに7年余りを経過しているが、香港における政治制度について、中国の中央政府がどのように関与し、そして香港にどの程度の範囲で自治を享受させるかは、現在でもたえず議論の対象となっている。また、香港における政治制度の運用の帰趨は、今後の大陸における政治制度の発展にも、おそらくは大きく影響することになるであろう。

香港の2003年は、返還以来最大の激動の年であったと言っても過言ではない。2002年9月以来、董建華（Chee-Hwa Tung）香港行政長官は、中央⁽²⁾の指示を受け、香港基本法第23条⁽³⁾を

(1) 香港基本法の和訳は、以下の文献に掲載されている。ただし本稿で引用されている基本法条文の和訳は、下記和訳を参考にして、筆者が独自に行ったものである。鎌田文彦ほか「中華人民共和国香港特別行政区基本法（立法紹介 中国）」『レファレンス』40巻7号、1990.7、pp.233-255；小林昌之訳「資料 香港特別行政区基本法」安田信之編『香港・1997年・法』（経済協力シリーズ（法律）170）アジア経済研究所、1993、pp.116-149；蔡柱国「香港特別行政区基本法」『白鷗法学』6号、1996.10、pp.343-380。ただし、蔡については、基本法附属文書の和訳が掲載されていない。

(2) 本稿で言う「中央」とは、最高国家権力機関としての全人代及びその代行機関としての全人代常務委員会、並びに最高国家行政機関（中央人民政府）としての国务院などの各最高国家機関だけでなく、中国共産党の党中央も含めた概念である。

具体的に執行する法令である「国家安全条例」の制定を行おうとした⁽⁴⁾。基本法第23条は、香港における反体制活動を取り締まるための条文で、香港市民の様々な自由が幅広く制限されるおそれがあると懸念されていたが、返還後しばらくは、この条文を具体的に実施するための法令が制定されていなかったのである。国家安全条例の法案は、香港市民からの意見聴取を経て若干の修正を施した後、2003年2月に香港の立法機関である立法会に提出された。立法会は、董行政長官を支持する民主建港聯盟（略称は「民建聯」。以下、このように表記する）及び自由党などの「親中派」議員が過半数を占めており、これに批判的な民主党など「民主派」議員の反対にも関わらず、法案の採決は確実と見られていた。

しかし、立法会での採決が間近に迫った2003年7月1日に、民主党を中心とする民主派の政党及び団体を中心とした、参加者50万人以上にのぼるとされる大規模なデモが起った。このデモでは、国家安全条例法案の撤回のみならず、董建華行政長官や香港政府閣僚に対する辞職までもが要求された。董行政長官は法案の一部見直しを表明しつつも、立法会での強行採決に踏み切ろうとしたが、親中派政党である自由党の田北俊（James Tian）主席までもが採決延期の立場に転じることを表明したため、董行政長官はついに法案採決を断念した。そして、同年9月5日には、董行政長官は国家安全条例法案の撤回を宣言したのである⁽⁵⁾。基本法第23条の立法化をめぐる一連の対応により、董行政長

官は香港市民からの信頼を大きく損ない、その政治的声望に重い傷を負うこととなった。

そして、基本法第23条の立法化問題がいったん棚上げされた後に、続いて争点となった問題は、行政長官の選出方法の改正問題である。董行政長官に対する香港市民の不信は、現行の行政長官の選挙制度に対する疑問へとつながり、民主派の政党及び団体を中心に、香港政治への普通選挙の導入を求める活動が起こった。しかし、中央、並びに董行政長官を筆頭とする香港政府は、普選導入には消極的な態度を示し、以後約8ヵ月間にも渡って、主に民主派勢力との間で深刻な政治論争を展開することとなった。

以下では、現行の香港の選挙制度及び香港基本法の公定解釈手続の規定を概観した上で、2004年4月の全人代常務委員会による基本法の公定解釈によって、政治制度をめぐる論争が一応の決着を見るまでの過程を追っていく。

I 現行の香港の選挙制度及び立法会の表決手続

1 香港行政長官の地位及び選出方法

香港行政長官は、香港の首長として香港を代表し（基本法第43条第1項）、そして中央人民政府（國務院）と香港特別行政区との双方に対して責任を負う（同条第2項）。行政長官の任期は5年で、1度の再任のみ許される（同法第46条）。基本法第48条においては、行政長官の職権が詳細に規定されており、香港政府の統率及び基本法をはじめとする法律の執行が行政長官

(3) 香港基本法第23条「香港特別行政区は、あらゆる国家に対する叛逆、国家の分裂、叛乱の煽動、中央人民政府の顛覆及び国家機密の窃取の禁止、外国の政治的組織又は団体が香港特別行政区において政治活動を行うことの禁止、並びに香港特別行政区の政治的組織又は団体が外国の政治的組織又は団体と関係を構築することの禁止について、自ら立法を行わなければならない。」

(4) 香港基本法第23条立法化をめぐる問題点については、中園和仁「董建華政権二期目の政治課題－高官問責制の導入と基本法23条の立法化」『東亜』433号、2003.7、pp.10-18。が詳しい。

(5) 「行政長官談<<基本法>>第23條立法」2003.9.5。「中華人民共和國香港特別行政区政府」ホームページ「新聞公報」<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200309/05/0905150.htm>>（繁体中国語）、<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200309/05/0905155.htm>>（英語）（last access 2004.10.22）

の主要な任務となっている。

なお、香港には立法機関としての立法会が存在するが、行政権を掌握する行政長官及び香港政府との関係について言えば、両者は対等な関係には無い。基本法第64条は、香港政府が立法会に対して責任を負う旨を規定しているが、一方で同法第74条は、立法会議員が政府の政策と関連する法案を提出する場合には、その提出前に行政長官から書面による同意を得なければならない、と定めるなど、行政長官及び香港政府が立法会に優位する地位にある。これは、英国植民地時代における香港総督が、内閣に相当する行政評議会（中国語では「行政局」）と議会に相当する立法評議会（中国語では「立法局」）の議員を任命し、両評議会が「コンセンサス」を重視する伝統に基づいている。すなわち、一般的な三権分立概念に基づいて行政権と立法権とが相互に牽制しあうのではなく、両権が相互に協調的な関係を形成し、行政の立法に対する実質的な優位を確保する「行政主導」というシステムが、返還後の香港においても継承されたのである⁽⁶⁾。

それでは、この行政長官の選出方法はどのようなものとなっているのであろうか。基本法では、行政長官は香港における選挙又は協議を通じて選出され、中央人民政府（国务院）がこれを任命するものとしている（同法第45条第1項）。

そして、行政長官の選出から任命に至るまでの手続については、香港基本法附属文書1「香港特別行政区行政長官の選出方法」（原文「香港特別行政区行政長官の產生弁法」）が規定しており、選挙委員会による間接選挙で選出されるものとしている。

選挙委員会は800人の委員で構成される。その内訳は、商工界及び金融業界からの選出委員が200名、専門業界からの選出委員が200名、労働・社会サービス・宗教等の業界からの選出委員が200名、立法会議員、区域的組織代表、香港地区全人代代表及び香港地区全国政治協商会議委員代表からの選出委員が200名となっている（附属文書1第2条）。

なお、各委員の具体的な選出方法は、「行政長官選挙条例」により定められており、大きく分けて3種類の選出方法が存在する⁽⁷⁾。第1に、それぞれ選出委員の定数を与えられた35の団体による業界別団体選挙（原文「界別分組選挙」）に基づいて664名の委員が選出される。業界別団体選挙の投票権者は、業界別団体の構成員などが個人として投票権者となるケースと、各団体から選出された団体選挙人が、1名の「授權代表」（当該団体に属する選挙人全員の投票権を授權される）を選出し、この授權代表を通して投票するケースの2種類がある（行政長官選挙条例附表第28(3)条、附表第13(2)条）。第2に、

(6) 李昌道『香港政治体制研究』上海人民出版社，1999，pp.116-117. なお、1992年に着任した最後の香港総督であるクリストファー・パッテン（Christopher Patten）総督は、立法評議会の権限を強化し、さらに立法評議会選挙の選挙権を大幅に拡大する「立法主導」の政治制度改革を行った。しかし、この改革は中国側を刺激して中英両国の対立が発生し、香港返還後に立法評議会が解散され、再び「行政主導」へと回帰した。パッテン総督の政治制度改革とそれをめぐる中英の動向及び対立については、安田信之「第1章 香港・1997年・法」安田前掲注(1)，pp.1-17；Mariko TANIGAKI（谷垣真理子），"Patten's Political Reform Proposal - Searching for Better 1997-" 『東海大学紀要文学部』60輯，1993，pp.76-64；真水康樹『「香港特別行政区」成立前夜の一考察』『法政理論』29巻1号，1996.8，pp.26-58及び29巻3号，1997.2，pp.92-128；谷垣真理子「復帰・統合のプロセス 返還後香港社会の変化と政治発展』『外交フォーラム』15巻3号，2002.3，pp.12-17；李前掲書，pp.75-153. を参照。

(7) 選挙委員会委員の選挙制度についての詳細は、「香港特別行政区選挙管理委員会」ホームページ「選挙委員会業界別団体選挙選挙活動指引」<http://www.info.gov.hk/eac/ch/ecse/ecse_guide.htm>（繁体字中国語），<http://www.info.gov.hk/eac/en/ecse/ecse_guide.htm>（英語）を参照。（last access 2004.10.26）

40名の委員は宗教界から選出されることとなっているが、これは選挙ではなく、それぞれ選出委員の定数を与えられた7つの宗教団体による団体ごとの指名に基づいて選出されることになっている。第3に、96名の委員が「当然委員」として選出されるが、これは36名の香港地区全人代表及び60名の立法會議員を指し、選挙委員会委員の資格を最初から備えている。

このようにして構成された選挙委員会において、100名以上の委員の推薦があれば、行政長官候補者を指名することが可能となる（附属文書1第4条）。そして指名された行政長官候補者について、選挙委員会委員1人1票の無記名投票を行った結果、多数票を獲得した候補者が行政長官として選出され（附属文書1第5条）、中央人民政府である國務院から任命されることになる（附属文書1第1条）。

以上のように、香港行政長官の選出方法は、現行制度においては、職能団体による間接選挙という形態をとっている。ただし、基本法第45条第2項では、行政長官の選出について、「最終的には、広範な代表性を有する指名委員会（原文「提名委員会」）が民主的手続により指名した後の普選による選出を目指す」と規定されており、将来的な選挙制度の改正を予定するものとなっている。

2 香港立法會議員の選出方法

香港立法会は、香港の立法機関であり（基本法第66条）、議員の任期は4年である（同法第69条）。立法會議員の選出方法は、選挙によるものとされ（同法第68条）、具体的な選出の手続は、附属文書2「香港特別行政区立法会の議員選出方法及び表決手続」（原文「香港特別行政区立法会的產生方法和表決程序」）に規定されている。

2000年選出の第2期立法會議員選挙においては、全60議席のうち24議席が直接選挙、6議席が選挙委員会（行政長官選挙におけるものと同一の委員会）による間接選挙、そして残る30議席が職能団体による間接選挙で選出された。2004年9月の第3期立法會議員選挙では、附属文書2第1条の規定に基づき、選挙委員会選出枠6議席が廃止されて直接選挙枠に組み込まれた。これにより、定員の半数の30議席は職能団体による間接選挙、残り半数が直接選挙による選出ということになった。

具体的な選挙制度は「立法会条例」に定められている⁽⁸⁾。間接選挙では、労働界に3議席が割り当てられる他は、27の各職能別業界に1議席が割り当てられ、各業界で選挙が行われる（立法会条例第21条）。投票権者は、業界によって異なるが、当該業界に属する団体の構成員など個人が投票権者となるケース（例：教育界の教職員）と、当該業界を構成する団体から選出された団体選挙人が、1名の「授權代表」（当該団体に属する選挙人全員の投票権を授權される）を選出し、この授權代表を通して投票するケースの2種類がある（同条例第25条及び第26条）。そして、4つの職能団体については決選投票制（各回の投票で最下位を落選させつつ、投票を繰り返して最終的な当選者1名を決定。同条例第50条）、残る24の業界団体では通常の最多得票者当選制を採用している（同条例第51条）。直接選挙では、香港島（定数6）、九龍西（定数4）、九龍東（定数5）、新界西（定数8）、新界東（定数7）の5選挙区に分かれ、特定の政党あるいは議員連合に対して1票を投じる比例代表制により議員を選出する（同条例第49条）。

なお、基本法第68条第2項は、立法會議員選挙についても行政長官選挙と同様に、最終的には立法會議員選挙を普選とすることを目指す旨

(8) 立法會議員の選挙制度の規定の詳細については、「香港特別行政区選挙管理委員会」ホームページ「立法会選挙活動指引」<http://www.info.gov.hk/eac/ch/legco/2004lc_guide.htm>（繁体字中国語）、<http://www.info.gov.hk/eac/en/legco/2004lc_guide.htm>（英語）を参照。（last access 2004.10.22）

を規定している。ただし、立法會議員選挙については、行政長官選挙とは異なり、指名委員会を経由しての普選とする旨の規定は無い。

3 立法会における表決手続

立法会は、立法機関として法律の制定及び改廃の権限を有する（基本法第73条第1条第1号）。しかし、法案の提出及び議決においては、様々な制限が存在する。まず議員は、個人提案又は複数による共同提案に関わらず、公共的支出、政治体制及び政府の運営と関連する法案を提出することはできず、前述のように、政府の政策と関連する法案は、行政長官の書面による同意がある場合にしか提出できない（基本法第74条）。

そのみならず、附属文書2は、政府提出法案と議員提出法案との間で、表決手続の差異を定めている。政府提出法案については、立法会全議員における単純過半数の賛成によって採択される。しかし、議員提出法案については、間接選挙で選出された議員30名のグループと、直接選挙で選出された議員30名のグループ（なおこのグループは第2期立法会までは、選挙委員会進出の6名の議員と直接選挙選出の24名の議員とで構成されていた）とで、個別に表決が行われ、両方のグループで過半数の賛成が得られなければ採択されない（附属文書2第2条）。間接選挙で選出される議員は、現在のところ親中派議員が多数派であり、特に民主派議員からの提出法案は否決の可能性が高い。

このように、議員提出法案の採択基準が厳格にされているために、行政長官及び香港政府による「行政主導」の確保が容易なものとなっていると言えよう。この立法会における表決手続についても、2004年4月の基本法公定解釈の対象となったが、解釈をめぐる論争の中では主要な論点とはならなかった。

II 香港基本法附属文書の公定解釈をめぐる問題

1 附属文書1第7条及び附属文書2第3条の解釈について

前述したように、香港基本法は、第45条第2項及び第68条第2項において、将来の普選の導入を明記している。そしてその実現のための選挙制度改正については、附属文書1第7条及び附属文書2第3条において規定されている。しかし、その条文の内容には曖昧な部分が存在し、2003年7月以降、その解釈をめぐる激しい論争が行われることとなった。それぞれの条文は以下のとおりとなっている。

附属文書1第7条 2007年以後の歴代長官の選出方法を改正する必要がある場合は、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、かつ全国人民代表大会常務委員会に報告し批准を得なければならない。

附属文書2第3条 2007年以後の香港特別行政区立法會議員の選出方法、並びに法案及び議案の議決手続について、本附属文書の規定を改正する必要がある場合は、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、かつ全国人民代表大会に報告してその記録（原文「備案」）を受けなければならない。

この条文をめぐる主要な論点は、以下の2点に収斂されると言っても良い。1点目は、それぞれの条文における「改正する必要がある場合（原文「如需修改」）」の部分についての解釈である。このことは、2007年行政長官選挙及び2008年立法會議員選挙における選挙制度について、その改正が義務的なものであるのか、それとも改正をしないことも可能であるか、という問題に関わってくる。そして2点目は、これらの条項に対する中央の監督権である。この点については、香港の政治制度改革は、香港の自治事務として扱われるのか、それとも中央人民政府の事務又は中央と香港との関係に関連する事務として扱われるのかが問題となり、その判断は後述する基本法の公定解釈手続に影響する。香港

の民主派の政党及び団体は、附属文書の解釈によっては、2007年以降の行政長官選挙及び立法会議員選挙で普選の実施が可能であると主張し、中央及び香港政府に対してその実現の要求を強めていった。

ただし、法解釈上の論争は別としても、基本法の制定過程を鑑みれば、普選実現の要求が中央に容認される余地は皆無に等しかったと言わざるを得ない。基本法制定前の第2次草案の中では、2007年以降の行政長官選挙及び立法会議員選挙の選出方法について、直接選挙に至る具体的手順が附属文書1及び附属文書2に規定されていた。しかし、1990年2月に発表された最終草案では、これらの条項は削除されたのである⁽⁹⁾。前年6月の天安門事件に伴う香港の支援デモが発生したことを受け、中央が統制を強める意思を示したものと見えよう。

2 基本法の公定解釈手続規定

香港基本法の公定解釈手続については、基本法の第158条に規定されている。簡単にその手順を説明すると以下のとおりとなる。まず、香港基本法の公定解釈権は全人代常務委員会に属するが（基本法第158条第1項）、香港各級法院（裁判所）は、香港の自治の範囲内にあたる基本法の条項で案件を審理する際には、中央の授權により自ら当該条項の公権解釈を行うことができる（同条第2項）。そして、香港の自治の

範囲外にあたる条項についても、香港各級法院はそれらについて公権解釈を行うことは可能である。ただし、審理対象となる案件に適用する条項が、中央人民政府の管理に属する事務又は中央と香港との関係にかかわる条項であり、そして当該条項の公定解釈を行う必要がある場合、若しくは条項の解釈が案件の判決に影響する場合には、上訴不可能な最終的な判決を下す前に、香港終審法院（香港の最高裁にあたる）から全人代常務委員会に対して条文の公定解釈を要請しなければならない（同条第3項）。全人代常務委員会は、常務委員会の下部機関である香港特別行政区基本法委員会（以下、「香港基本法委員会」と略す）⁽¹⁰⁾から意見を聴取した上で（同条第4項）、公定解釈を公表し、その公定解釈は以後の香港各級法院の判決基準となる（同条第3項）。すなわち基本法の規定を文言どおりに解釈するならば、全人代常務委員会はいわゆる具体的規範統制を行っていることになる。

しかし、1999年1月29日の「居留権事件」判決の際に行われた、基本法施行後初の基本法公定解釈においては、上記のような手続はとられなかった⁽¹¹⁾。この事件では、基本法第22条第4項（香港外部の者の香港立入許可に関する規定）と同法第24条第2項第3号（香港住民が香港以外で出生した中国籍子女の、永住資格に関する規定）の取り扱いが問題となった。香港終審法院は、基本法第22条第4項は中央と香港との関係に関

(9) 香港基本法最終草案における普選導入に関する具体的手続の削除と、その際の香港社会の動向については、鎌田ほか前掲注(1), pp.233-235; 渡辺利夫ほか「香港—天安門事件の波及と動揺 第2回 香港基本法をめぐる攻防」『世界週報』71巻15号, 1990.4.10, pp.62-65. を参照。

(10) 香港基本法委員会は、全人代常務委員会に属する「工作委員会」の1つで、全国人民代表大会組織法第28条に基づいて設置される。大陸側委員6名、香港側委員6名の計12名で構成され、委員の任期は5年。香港基本法に関する条文について発生する問題について検討し、全人代常務委員会に意見を提出することを、主な任務とする。劉任武主編『実用憲法学新詞典』吉林人民出版社, 2004, pp.279-280.

(11) 居留権事件とは、香港市民と大陸中国人との間で出生した子女の香港永住権をめぐる行われた裁判で、直接にはこのような子女の香港移住を制限する「入境条例」が香港基本法に違反するかどうかをめぐる争われた。この事件をめぐる詳細は、広江倫子「返還後香港法と『一国兩制』—居留権事件における基本法解釈権の帰属—」『一橋論叢』125巻1号, 2001.1, pp.87-104; 津田崇恵「『一国二制度』下における香港の『司法の独立』」『レファレンス』49巻8号, 1999.8, pp.121-126. を参照。

する条項であるため、その解釈は同法第158条第3項で全人代常務委員会が公権的に処理すべきとし、同法第24条第2項第3号は香港の自治事務に関する条項であるため、同法第158条第2項で香港の各級法院が自ら処理すべきとした。その上で香港終審法院は、この案件で中心として解釈すべき条文は第24条であり、中心となる条文が香港の自治事務に関連する条文である以上、一部に第158条第3項で処理すべき条文が関連するとしても、第158条第2項に基づいて香港終審法院が公定解釈権を有するとして、香港住民資格の制限を大幅に緩和する最終的な判決を下した⁽¹²⁾。

ところが、香港終審法院の判決及び基本法公定解釈に従った場合、香港への大規模な移住者の流入が懸念されることとなり、また、中央も香港終審法院に対して不満を示した。そのため香港終審法院は、1999年2月26日に、基本法の公定解釈権が中央に属し、終身法院はその権限を授権されているに過ぎない旨を釈明する見解を発表し、そして董建華行政長官も、同年5月29日に、国務院に報告書を提出して基本法の公定解釈の要請を行ったのである。これを受けて全人代常務委員会は、同年6月26日の第9期全人代常務委員会第10回会議において、居留権事件における基本法の再解釈を示した。その中で

全人代常務委員会は、基本法第22条第4項及び第24条のいずれの条文も、中央と香港特別行政区との関係に関連する条文とし、公定解釈にあたっては同法第158条第3項が適用されるとした。また、香港終審法院が全人代常務委員会に公定解釈を仰がずに判決を行ったこと、並びに香港終審法院の公定解釈自体を誤りとし、第22条第4項及び第24条第2項第3号の公定解釈を変更して、香港住民資格の制限を再び厳格にしたのである⁽¹³⁾。その後、香港終審法院は当該事件について再審理を行った上で、2002年1月10日に、香港住民資格の制限を妥当とする判決を下した⁽¹⁴⁾。ここで1つの問題となるのは、基本法上に明記されていない行政長官による全人代常務委員会への公定解釈要請が、法的に妥当か否かである。その際に中央は、この公定解釈の要請は、基本法第43条第1項及び第2項、並びに第48条第1項第2号に基づく行政長官の職権に含まれるものとして、合法であるとの判断を示した⁽¹⁵⁾。

居留権事件をめぐる基本法公定解釈を通して、全人代常務委員会による公定解釈の手續について、次の2通りのルートが形成されることになった。1つは、香港法院の系統を通して行われるような、いわゆる具体的規範統制型の公定解釈手續であり、もう1つは、行政長官から国務院

(12) 判決文は、基本法普及指導委員会（原文「基本法推廣指導委員会」）による「基本法」ホームページよりダウンロードが可能である。Ng Ka Ling, Ng Tan Tan v. The Director of Immigration; Tsui Kuen Nang v. The Director of Immigration, The Director of Immigration v. Cheung Lai Wah; The Director of Immigration v. Cheung Lai Wah, FACV 14/1998; FACV 15/1998; FACV 16/1998 (1999-01-29), <http://www.info.gov.hk/basic_law/upload/972447048/facv_14_16_98.doc> (last access 2004.10.26)

(13) 「全国人民代表大會常務委員會關於<<中華人民共和國香港特別行政區基本法>>第二十二條第四款和第二十四條第二款第(三)項的解釋」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1999年4号, 1999.7, pp.325-326.

(14) 判決文は、前掲注(12)よりダウンロードが可能である。Ng Siu Tung & Others v. The Director of Immigration; Li Shuk Fan v. The Director of Immigration; Sin Hoi Chu & Others v. The Director of Immigration, FACV 1-3 of 2001 (2002-01-10), <http://www.info.gov.hk/basic_law/upload/20020117111140/FACV00001-3_2001.doc> (last access 2004.10.26)

(15) 喬曉陽「對<<全國人民代表大會常務委員會關於<中華人民共和國香港特別行政區基本法>第二十二條第四款和第二十四條第二款第(三)項的解釋(草案)>>的說明」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1999年4号, 1999.7, p.327.

を通して行われる公定解釈手続である。いずれにしても、基本法の公定解釈は、香港側からの要請に基づいて行われることになっていた。

それでは、普選導入をめぐる附属文書の公定解釈においては、上記のいずれのルートの手続をとったのであろうか。結論から言えば、いずれも採用しなかった。しかも、香港からの要請ではなく、公定解釈権を有する全人代常務委員会が自発的にその権限を行使したのである。以下では、附属文書に対する実際の基本法公定解釈の経過を紹介する。

3 附属文書をめぐる実際の公定解釈の経過

(1) 中央と香港の民主派勢力との論争

2003年9月5日に、董建華行政長官が国家安全条例法案の撤回を宣言すると、基本法をめぐる最大の焦点は将来の政治制度の改革へと移行していった。その翌月初めに、立法会で董行政長官の辞職を要求する議案が提出されるなど⁽¹⁶⁾、民主派の政党及び団体を中心に董行政長官及び香港政府への不信は強く、特に行政長官の選出方法の改正などへの要求が強まっていく。

一方、香港政府も、これらの要望に対応する動きを見せた。10月1日に、香港政府の政治制度事務局（原文「政制事務局」）⁽¹⁷⁾が、立法会の政治制度事務委員会（原文「政制事務委員会」）に提出した文書の中で、2007年以後の政治制度改革に対する検討を行うため、広く一般公衆か

ら意見を聴取し、同時に、あらゆる党派との緊密な連携を構築し、異論にも耳を傾ける意思を表明した⁽¹⁸⁾。基本法第23条問題において拡大してしまった民主派の政党及び団体との対立の溝を、修復するための動きの一環と言えよう。

そして、2003年11月に、余若薇（Audrey Eu）立法會議員、吳靄儀（Margaret Ng）立法會議員（余議員、吳議員は共に、弁護士資格を有する）、梁家傑（Alan Leong）弁護士、湯家驊（Ronny Tong）弁護士など、法曹界の民主派有志を中心とする民間団体「基本法45条関心グループ」（原文「基本法45条関注組」）が、政治制度改革に関する最初の意見書を公表した。この中で、基本法45条関心グループは、①基本法第45条は、香港の実際の状況及び手順に従って漸進する（原文「循序漸進」）という原則に基づいて普選を導入することを規定しており、2007年からの普選導入に制限を設けていない、②このように規定されている以上、2007年からの普選導入にあたり、基本法を改正する必要は無い、という解釈を示し、2007年からの普選導入を主張した⁽¹⁹⁾。これは、民主派の政党及び団体に共通する基本的な立場となっていく。

2003年12月3日、董建華行政長官は北京で胡錦濤国家主席への施政報告に臨んだが、この席で胡国家主席は、中央が香港の政治体制の発展に対して「強い関心」（原文「高度関注」）を抱いていると述べた上で、民意を把握してこれを

(16) 「議員議案 要求行政長官董建華先生下台」『立法會會議紀要』2003-04年度1号, 2003.10.8, 立法會 CB(3)65/03-04号文件, <<http://www.legco.gov.hk/yr03-04/chinese/counmtg/minutes/cm031008.pdf>>（繁体字中国語）, pp.9-10; <<http://www.legco.gov.hk/yr03-04/english/counmtg/minutes/cm031008.pdf>>（英語）, pp.9-10. (last access 2004.10.26)

(17) 政治制度事務局とは、香港政府に所属する機関の1つで、①選挙事務、②中英共同声明及び香港基本法の実施、③中央と香港との関係に関する事務、④香港と外国及び台湾との関係に関する事務等を、所掌する。

(18) 政制事務局「立法會政制事務委員会 二零零七年以後政制發展檢討和公眾諮詢工作」2003.10.17, 立法會 CB(2) 119/03-04(02)号文件, <<http://www.legco.gov.hk/yr03-04/chinese/panels/ca/papers/ca1020cb2-119c02.pdf>>（繁体字中国語）, <<http://www.legco.gov.hk/yr03-04/english/panels/ca/papers/ca1020cb2-119e02.pdf>>（英語）, (last access 2004.10.26)

(19) 「基本法四十五條関注組第一号意見書」2003.11.（繁体字中国語及び英語）吳靄儀議員ホームページ Margaret Ng Legco Homepage <<http://www.margaretnng.com/>> (last access 2004.12.1) よりダウンロード可能

広く集め、市民へのサービスの向上を図ること、並びに香港経済の振興と安定に努めることを董行政長官に要望した⁽²⁰⁾。この胡錦濤の発言をめぐっては、民主党の楊森（Sum Yeung）主席が、特に香港市民の民意に言及した部分を取り上げて歓迎の意を示すなど⁽²¹⁾、普選導入を目指す勢力を力づけるものとなった。

しかし、その翌日に、「四大護法」と呼ばれる大陸の法律専門家が、胡錦濤国家主席の談話についての解釈を公表した。「四大護法」とは、北京大学の蕭蔚雲教授、中国人民大学の許崇徳教授、中国社会科学院法学研究所の呉建璠研究員及び同研究所の夏勇所長を指し、香港基本法を専門的に取り扱う4名の法学者に対する一般的な通称である。前3者はかつて香港基本法起草委員会委員としてその制定作業に深く関与した人物で、夏勇所長も全人代常務委員会香港基本法委員会委員として基本法の運用に携わっている人物である。そのためこの4名の言動は、基本法の運用や解釈における中央の姿勢を概ね代表し、かつ社会的にも大きな影響を与えている。そして「四大護法」は、胡国家主席の談話における中央の「強い関心」の解釈として、以下のような5原則を示した。①政治制度の問題は、「一国二制度」の全面的な貫徹に関連する、②政治制度の問題は、中央と香港との関係に関連する、③政治制度の問題は、香港の社会的安

定と経済的繁栄に関連する、④政治制度の問題は、香港各階層の利益と民主的参与に関連する、⑤行政長官及び立法会議員の選出方法が香港内部の事務であるという認識は誤りである⁽²²⁾。以上のような解釈により、政治制度改革は、第158条第3項により全人代常務委員会が公権的に処理すべき問題と位置づけ、普選導入の是非については中央に決定権がある旨を明確に宣言したのであった。この「四大護法」の発言について、董建華行政長官は中央の姿勢を反映するものとの声明を発し⁽²³⁾、林瑞麟（Stephen Lam）政治制度事務局長も基本法の最も重要な原則を指摘したものとの見解を示した⁽²⁴⁾。

その後、アメリカの駐香港総領事やイギリスの外務次官が、2007年以降の普選導入に賛成の意思表示をし⁽²⁵⁾、中央の外交部はこれに反論する声明を発表した⁽²⁶⁾。さらに年が明けた2004年元旦には、普選導入を求める10万人規模のデモが行われるなど、普選導入をめぐる論争は次第に政治的紛糾へと発展する様相を見せ始めた。そのような中で2004年1月7日、董建華行政長官は立法会において定例の年度施政報告を行った。董行政長官はこの報告の中で、曾蔭権（Donald Tsang）政務司長⁽²⁷⁾を責任者とする政治制度発展タスクフォース（原文「政制発展専責小組」）を設置し、前年に表明した政治制度への検討を進める具体的な機関の設置を表明し

⁽²⁰⁾ 『明報』2003.12.4.

⁽²¹⁾ 『明報』2003.12.4.

⁽²²⁾ 『大公報』2003.12.5.

⁽²³⁾ 「行政長官談話全文」2003.12.5 「中華人民共和国香港特別行政区政府」ホームページ「新聞公報」<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200312/05/1205206.htm>>（繁体字中国語）, (last access 2004.10.23).

⁽²⁴⁾ 「政制事務局局長談話内容」2003.12.5 「中華人民共和国香港特別行政区政府」ホームページ「新聞公報」<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200312/05/1205267.htm>>（繁体字中国語）(last access 2004.10.23)

⁽²⁵⁾ 『明報』2003.12.12, 12.19.

⁽²⁶⁾ 『明報』2003.12.26.

⁽²⁷⁾ 政務司は、行政長官を補佐して行政や政策決定について責任を負う、財政司（財政を担当）及び律政司（司法行政を担当）と共に「三司」として香港政府内で最高レベルに位置づけられる部門。なお、政務司長は、行政長官不在時における職務代行者としての順位は最高位で（香港基本法第53条）、行政長官に次ぐ香港政府内第2位に位置づけられる高官となっている。

た。その一方で、憲法制度の上では中央が香港の政治制度の発展に対して絶対的な責任を有すると述べ、この問題における中央の優位性を改めて強調し、並びに政治制度発展タスクフォースにおいても、関連する基本法条文の理解について、中央政府の関連部門から意見を集める旨を表明した⁽²⁸⁾。この董行政長官の施政報告に対し、民主党や基本法45条関心グループは、政治制度改革についてのタイムテーブルが示されず、さらに中央の基本法見解を重視する姿勢を示したことについて失望を示し⁽²⁹⁾、以後、董行政長官及び香港政府に対する批判をさらに強めていく。

その中で、2004年1月16日に、「四大護法」の中の2名である蕭蔚雲教授と夏勇所長が、香港で開催された「政治制度の発展及び基本法検討委員会」に出席した。蕭教授はその席上、従前通りに香港政治制度の改革における中央の優位性を主張しただけでなく、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙において普選を実施するのであれば、基本法附属文書にその具体的な手順を明記したはずである、との見解も示した⁽³⁰⁾。すなわち、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙における普選導入の可能性は、基本法の法解釈上あり得ない、との立場を明確に示したのである。前述したように、基本法の起草過程では、普選導入の具体的な手続が最終草案に至るまでに削除されており、実際に基本法起草委員会委員として制定に関与した蕭教授としては、その事実を確認したにす

ぎないとも言えよう。しかし、蕭教授は、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙の普選導入を否定するのみではとどまらなかった。新聞紙『明報』のインタビューで蕭教授は、基本法第45条にいう最終的に普選へと到達する時期を2030年代又は2040年代であると、発言したのである⁽³¹⁾。これらの蕭教授の発言は、香港各メディアで大きく取り上げられたが、殊に2007年以降の普選導入を否定された民主派の政党及び団体の衝撃は大きく、蕭教授への批判声明を相次いで発表した⁽³²⁾。

その後も、中央と民主派政党及び団体との間の論争は続いた。2月10日には、新華社が、「香港人による香港人の統治」（原文「港人治港」）とは「愛国者を主体とする香港人による香港統治である」という趣旨の、鄧小平中央軍事委員会主席（当時）が1984年に行った講話を報道し⁽³³⁾、これをきっかけに中央主導の「愛国論争」キャンペーンが開始された。さらに3月1日には、「四大護法」の1人である許崇徳教授が、普選導入を主張する議員の中には「台湾独立」を支持する者までも含まれている、との非難を発し、民主派の政党及び議員を牽制した⁽³⁴⁾。一方、民主党の指導幹部の1人である李柱銘（Martin Lee）立法會議員は、3月5日にアメリカ上院の公聴会に出席して、香港への普選導入に対する支持を呼びかけたが、この行動に対して中央や香港政府、親中派の政党及び団体は激しい非難を浴びせた⁽³⁵⁾。

また、親中派政党の民建聯及び自由党は、こ

(28) 「施政報告全文」2004.1.7 「中華人民共和国香港特別行政区政府」ホームページ「新聞公報」<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200401/07/0107000.htm>>（繁体字中国語）、<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200401/07/0107001.htm>>（英語）（last access 2004.10.23）

(29) 『明報』2004.1.8.

(30) 『明報』2004.1.17.

(31) 『明報』2004.1.18.

(32) 『明報』2004.1.18, 1.19.

(33) 『大公報』2004.2.11.

(34) 『大公報』2004.3.1.

(35) 李柱銘の演説全文については、『争鳴』318号, 2004.4, pp.53-54. を参照。

の普選導入問題においては、中央及び香港政府から距離を置きはじめていた。この両党は、政治制度発展タスクフォースからの意見聴取に対して、いずれも2007年の行政長官選挙からの普選導入を容認する立場を示したのである⁽³⁶⁾。特に民建聯がこのような意見を提出したのは、2003年11月に行われた香港区議会（地方議会）選挙において現有議席の25%を失うほどの大敗を喫し、曾鈺成（Jasper Tsang）主席が辞任に追い込まれたことが影響している。その後任となった馬力（Lik Ma）民建聯主席は、大敗の原因は国家安全条例法案採択の支持を堅持したことにあると判断し⁽³⁷⁾、以後、民建聯は普選導入容認などの姿勢を打ち出して、党勢回復を図ることになる。

以上のように、各勢力がそれぞれの立場を主張し、香港における普選導入をめぐる議論は白熱化していった。

(2) 全人代常務委員会による附属文書の公定解釈

このように、附属文書解釈と普選導入の是非をめぐる議論が香港で激化するのを見て、ついに中央はこれを沈静化しようと動き出した。3月26日に、全人代常務委員会は、4月2日開催の第10期全人代常務委員会第8回会議において、基本法の公定解釈を行う旨を宣言したのである。この基本法公定解釈実施の宣言は、董建華行政長官ですら、全人代常務委員会法制工作委员会⁽³⁸⁾の李飛副主任から、当日になってようやく連絡

を受けたというほどの突然の発表であった⁽³⁹⁾。

ここで最も問題となるのは、基本法に定めるような香港終審法院からの公定解釈要請ではなく、また、居留権事件の際の行政長官からの公定解釈要請でもなく、全人代常務委員会が自発的に基本法公定解釈権を発動した点である。その法的根拠については、清華大学法律学院の王振民副院長が、3月27日の『人民日報』に寄稿した記事の中で、基本法第158条第1項における全人代常務委員会に基本法の公定解釈権が帰属する規定は、中華人民共和国憲法が規定する全人代常務委員会の権限としての憲法及び法律の公定解釈権（中華人民共和国憲法第67条第1号及び第4号）に基づくものである、という趣旨の説明を行った。「四大護法」の蕭蔚雲教授や許崇徳教授など、他の大陸の法学者も、王副院長の説明にほぼ沿う見解を示している。すなわち、この基本法の公定解釈手続は、直接には基本法第158条第1項を根拠としているが、より根本的には、基本法の上位法である中華人民共和国憲法の規定を根拠として用いたのである。このような基本法の公定解釈権を発動した意図は、蕭教授が解説するように、中央が香港の政治制度発展に対して政策決定権と主導権を確保することにあつた⁽⁴⁰⁾。

中央がこのように、積極的な基本法公定解釈権を行使した理由は、単に基本法解釈の論争を抑止しようとしたのみではない。前述の区議会選挙における民建聯敗北に加え、2004年3月の

⁽³⁶⁾ 「中華人民共和国香港特別行政区政府 政制発展」ホームページ「政制発展専責小組第一号報告 附件2 専責小組与及人士的會談撮要（涉法律程序部分）」

B002（民建聯）<<http://www2.cab-review.gov.hk/B/B002.pdf>>（繁体字中国語），

B016（自由党）<<http://www2.cab-review.gov.hk/B/B016.pdf>>（繁体字中国語），（last access 2004.10.25）

⁽³⁷⁾ 『明報』2003.11.29.

⁽³⁸⁾ 全人代常務委員会法制工作委员会は、香港基本法委員会と共に全人代常務委員会の「工作委员会」の1つ。その主な職責は、①刑事、民事及び国家機構などに関する基本的な法律草案の作成、②全人代又は全人代常務委員会で審議される法律草案について、調査研究及び意見収集等の実施、③全人代に提出された法律制度に関する意見、批判等の研究及び処理などがある。劉前掲注(10), pp.279-280.

⁽³⁹⁾ 『明報』2004.3.27.

⁽⁴⁰⁾ 『大公報』2004.3.28.

台湾総統選挙で、中央が「独立派」と目する民主進歩党（民進党）の陳水扁総統が再選されたが、このことも中央の不安をかき立てたものと思われる。前述のように、香港の一部の民主派議員が「台湾独立」を支持している、と許崇徳教授が非難したが、しかしこれは決して許教授 1 人のことではなく、一般に中央、並びに大陸系の学者及びメディアによる民主派政党への警戒心は強かった⁽⁴¹⁾。普選導入、あるいは直接選挙枠の拡大により、親中派政党が権力基盤を弱体化させることを、中央は恐れていたであろう。

そして、突然の全人代の基本法公定解釈権行使宣言に対し、民主派の政党及び団体を中心として香港社会の反発は強かった。非大陸系香港新聞紙である『明報』、『星島日報』及び『経済日報』などは、いずれも全人代常務委員会を批判する社説を掲載した。たとえば『明報』は、社説の中で以下のように言及している。「全人代は拙速に基本法解釈を行う必要は無い。全人代常務委員会のこの行動は、中央政府は特別行政区を信用していないと人々に疑わしめることになり、もし中央の権力を急激に突出させ、香港の政治改革を主導することになるならば、それは特別行政区政府が現在展開している諮詢活動（筆者注；政治制度発展タスクフォースによる意見聴取活動などを指す）の利益とならず、また、中央と香港との間の矛盾を不必要に挑発することになりうる」⁽⁴²⁾。基本法45条関心グループや民主派の政党も全人代常務委員会を一斉に批判し、常務委員会会議開催前夜となる4月1日晩には、民主派の立法会議員も参加した抗議集会

が開催され、警官隊との衝突も発生した⁽⁴³⁾。

しかし、董建華行政長官及び香港政府は、全人代常務委員会の基本法公定解釈権行使に対して直ちに支持を表明し、親中派政党の民建聯及び自由党も公定解釈権行使支持に転じた。そして公定解釈手続も、迅速に進められていく。基本法公定解釈権行使を宣言した翌日から、全人代常務委員会は基本法第158条第4項に基づいて香港基本法委員会を開催し、委員から意見の聴取を開始している。3月30日には、全人代常務委員会の喬曉陽副秘書長及び李飛法制工作委员会副主任が広東省深圳市に向かい、香港政府政治制度発展タスクフォース委員である曾蔭権政務司長、梁愛詩（Elsie Leung）律政司長及び林瑞麟政治制度事務局長の3名からも意見聴取を行った⁽⁴⁴⁾。そして4月2日から開催された第10期全人代常務委員会第8回会議において、3日間の審議の後、同月6日に基本法公定解釈案は採択されたのである。

採択された公定解釈案の要点は、以下の4点にまとめることができる。①2つの附属文書に定められた「2007年以後」には、2007年が含まれる、②2つの附属文書に定められた「改正する必要がある場合」とは、改正してもよく、また改正しなくてもよいということを指す、③改正が必要か否かについては、基本法第45条及び第68条の定めるところにより、香港特別行政区の実情と漸進の原則に従って全人代常務委員会が決定する、④選出方法を改正しない場合は、現行制度をそのまま採用する⁽⁴⁵⁾。これにより、香港政治制度の改革に対する中央の決定権及び主導権が、法的には完全に確立されることとなっ

(41) たとえば、大陸系中国紙の『大公報』は、許崇徳の発言を掲載した同日（2004.3.1）の関連記事で、台湾へ赴いて研究会に参加したある民主派の立法会議員について、これを「台湾独立派」と非難する記事を掲載している。

(42) 『明報』2004.3.27.

(43) 『大公報』2004.4.1.

(44) 『大公報』2004.3.31.

(45) 「全国人民代表大會常務委員會關於<<中華人民共和國香港特別行政區基本法>>附件一第七條和附件二第三條的解釋」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』2004年4号, 2004.5, p.267.（和訳は、『中国情勢』41号, 2004.5, p.25.）

た。

そして、公定解釈案採択後から間もない4月15日、董建華行政長官は、行政長官報告としての「香港特別行政区2007年行政長官・2008年立法會議員の選出方法改正の必要性の有無に関する報告」を、全人代常務委員会の喬曉陽副秘書長に提出した⁽⁴⁶⁾。行政長官報告は、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙における普選導入を直接に否定する内容とはなっていないが、同報告に提示されている「07年、08年の選挙方法改正に関する9大要素」は、香港経済及び社会の安定を考慮する内容となっていた⁽⁴⁷⁾。これを受けた全人代常務委員会は、4月19日に、同月25日に全人代常務委員会会議を開催することを公表し、香港選出の全人代代表、香港基本法委員会委員及び政治制度発展タスクフォース等からの意見聴取を開始した。しかし、この意見聴取の過程では、全人代常務委員会は民主派政党及び団体等に対する直接の聴取を行わず、これらの勢力による全人代常務委員会への意見提出は、政治制度発展タスクフォースの報告内容のみにとどめられた。

4月25日に、北京で第10期全人代常務委員会第9回会議が開催され、その翌日には、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙に関する決定が採択された。この決定により、①2007年行政長官選挙においては、普選を導入しない、②2008年立法會議員選挙においては、職能団体による間接選挙と直接選挙との比率を、従前どおり半数ずつとする、③立法会における表決手続についても変更しない、ということが確定した⁽⁴⁸⁾。これをもって、前年の国家安全

条例法案撤回以来続いた、2007年以降の選挙における普選導入の論争に、一応の決着がつけられたのである。

おわりに

－第3期立法會議員選挙の結果とあわせて

以上のように、中央は、2003年9月以来約8ヵ月に渡って続いた基本法附属文書の解釈論争について、全人代常務委員会の公定解釈権を発動することによって、一定の決着をつけた。しかし、全人代常務委員会が自発的に公定解釈権を発動したことは、中央は「一国二制度」における「一国」をより強調し、香港に対する中央の監督権を強化する立場を選択したことになる。また、2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙における普選導入を否定することにより、董建華行政長官による「行政主導」の政治方式を追認することとなり、立法権及び司法権による行政権への牽制に基づく「立法主導」又は「三権分立」のシステム導入も、当面の間は否定したと言えよう。さらに、基本法公定解釈の進める間には、中央は民主派の政党及び団体に対する配慮をほとんど示さず、これらの勢力による中央への反発をより強める結果となった。

2007年の行政長官選挙及び2008年の立法會議員選挙における普選導入を否定したとはいえ、中央は、それ以降の選挙制度については明確な決定を下していない。おそらくは今後の政治情勢の推移を見計らいつつ、普選導入の是非を検討するものと思われる。しかし、全人代常務委員会が政治制度改革の決定権及び主導権を掌握

(46) 『明報』2004.4.16.

(47) 「關於香港特別行政区二零零七年行政長官和二零零八年立法會產生辦法是否需要修改的報告」2004.4.15「行政長官辦公室」ホームページ「新聞稿」<<http://www.info.gov.hk/ce/cdreport/chi/report.htm>> (繁体字中国語), <<http://www.info.gov.hk/ce/cdreport/eng/report.htm>> (英語) (last access 2004.10.23).

(48) 「全国人民代表大會常務委員會關於香港特別行政区2007年行政長官和2008年立法會產生辦法有關問題的決定」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』2004年4号, 2004.5, pp.267-268. (和訳は、『中国情勢』41号, 2004.5, pp.29-31.)

することが決定した以上、中央を支持する親中派政党が不利を蒙ると判断する限り、積極的な普選導入に踏み込むとは考えにくい。

一方、一般の香港市民の上記公定解釈に対する反応は、複雑なものとなっている。第10期全人代常務委員会第9回会議が終了した直後に、『明報』が行った世論調査によれば、公定解釈により中央に対する見方はどのように変化したか、という問いに対して、「悪くなった」が41.0%、「良くなった」が22.6%となった。ところが、2007年の行政長官選挙において普選導入が否定されたことについては、賛成が32.0%、反対が43.0%であったのに対し、2008年の立法会議員選挙において普選導入が否定されたことについては、賛成が49.0%、反対が31.5%となったのである。この結果の原因について即断は難しいが、一般に香港市民は、董建華行政長官に対する不満を依然として強く持つ一方で、立法会議員選挙を普選とすることで香港の政治が流動化し、香港社会が不安定化することを懸念しているものと思われる。また、間接選挙枠での当選者数が多い親中派の支持者の反発も、おそらくは強いのであろう。そして、2007年の普選導入が否定されるのであればいつ導入すべきか、という問いに対して、67.7%の市民が、2012年の行政長官選挙には普選が導入されることを望む、と答えた⁽⁴⁹⁾。

最後に、基本法公定解釈から4ヵ月余り後に行われた、2004年9月の第3期立法会議員選挙と、その前後で見られた動きについて簡単に触れておきたい。この立法会議員選挙では、直接選挙議席数が24から30へと増え、選挙前の7月

1日には、前年に続いて民主化を希望する大規模デモが行われたこともあり、民主党をはじめとする民主派政党にとっては躍進の機会に思われた。しかし、投票率が過去最高の55.63%に達したにも関わらず、民主派候補の合計議席獲得数は改選前の22議席から3議席増の25議席にとどまり、立法会の過半数を制することができなかった。民主党は改選前の11議席から2議席を失って、立法会第1党から第3党へと転落し、一方の親中派は、民建聯が2議席増の12議席を獲得して立法会第1党へ躍進し、自由党もやはり2議席増の10議席で第2党となった。このような結果の原因としては、アテネ夏季オリンピック選手団の香港訪問などに象徴される中央のイメージ改善戦術などがあった他に、民主派候補が2007年からの普選導入を引き続き訴えたものの、全人代常務委員会の基本法公定解釈及び決定により、その実現性が薄れて選挙戦における争点とすることが困難になったことがあげられるであろう⁽⁵⁰⁾。

なお、この立法会議員選挙の前後においては、興味深い動きも見受けられる。まず、親中派政党の民建聯及び自由党は、基本法公定解釈時には中央支持に転じたものの、第3期立法会議員選挙の選挙戦では、2012年からの普選導入を目指すことを公約に掲げ、普選導入を望む民意に配慮を示した⁽⁵¹⁾。さらに10月にこの両党は、政治制度発展タスクフォースによる第3号報告作成のための聴取に対して、2007年行政長官選挙において選挙委員会の委員数を2倍の1,600名に拡大し、社会代表性をより高めるべきと回答している。また同時に立法会議員選挙につい

(49) 『明報』2004.4.27.

(50) 第3期立法会議員選挙に対する考察としては、三船恵美「民建連躍進でも黙殺できない民主化要求」『世界週報』85巻38号, 2004.10.12, pp.56-57; 莫邦富「これからの香港は中国政治改革の特区になれ」『世界週報』85巻38号, 2004.10.12, pp.38-41; 成沢健一「香港民主の行方 上・中・下」『毎日新聞』2004.9.14-16. また、今回の選挙結果について、直接選挙枠で民主派候補が全体で6割の得票に達したことなどをあげて、民主派候補が一定の政治基盤を確立することに成功したとの見方もある(張炳良「泛民主派選後多重扶沢」『明報』2004.9.22.)。

(51) 「民建聯立法会選挙網站」<<http://www.election.dab.org.hk/>> (last access 2004.9.30); 「自由党誓師競逐2004年立法会議席」<<http://www.liberal.org.hk/contents/showcontents.php>> (last access 2004.9.30).

ては、直接選挙枠と間接選挙枠をそれぞれ5議席ずつ増やして、合計70議席とすることを主張している⁽⁵²⁾。

そして、中央及び香港政府の民主派勢力に対する姿勢にも、一定の変化が見られる。たとえば董建華行政長官は、選挙後に楊森主席及び李柱銘立法會議員等の民主党有力者、並びに基本法45条関心グループの主要メンバーである余若薇立法會議員、呉靄儀立法會議員、梁家傑立法會議員及び湯家驊立法會議員、(後2者は、第3期立法會議員選挙で初当選)等とも相次いで会談し、宥和の姿勢を示そうと図った⁽⁵³⁾。また中央は、立法會議員選挙で当選した基本法45条関心グループのメンバーを含む民主派議員を、9月30日に北京で開催された国慶節祝賀行事へ董建華行政長官らと共に招待した⁽⁵⁴⁾。中央が民主派議員を国家行事に招待するのは初めてのことであり、それまでの民主派軽視の姿勢を変更する動きと見ることもできよう。

いずれにしても、今回の全人代常務委員会による基本法公定解釈及び政治制度に関する決定が、結局のところ2007年の行政長官選挙及び2008年立法會議員選挙のみが対象であった以上、近い将来に普選導入の議論が再び起こることは免れえない。その時に中央は、いかなる決断を下し、いかなる政治制度の構築を目指すのであろうか。

[追記]

その後、2004年10月18日の立法会政治制度事務委員会会議において、民主派の立法會議員グループは、2007年行政長官選挙及び2008年立法會議員選挙における制度改革及び完全直接選挙導入の是非について、住民投票実施を政府に要求する内容の動議を提出した。民主派議員は、この住民投票はあくまで法的拘束力を持たない諮問的なものであり、このような住民投票を実施したとしても基本法には違反しない、と主張した。

しかし、中央、董建華行政長官を筆頭とする香港政府要人及び親中派政党は、住民投票案に反対の意思表示をした。香港弁護士連盟(原文「香港大律師公会」)北京訪問団の一員となった余若薇立法會議員によると、全人代常務委員会の喬曉陽副秘書長は、10月21日の同訪問団との対談の席上で、住民投票は「客観的には中央への挑戦を意味する」と発言したという。また、董行政長官は、11月1日の民主派議員との対談後の記者会見において、このような住民投票は現実的なものではなく、基本法の手続からも逸脱している、との立場を表明した。

結局、民主派による住民投票実施要求の動議は、11月29日の政治制度事務委員会会議で否決された。また、その表決の際には、数名の民主派議員が棄権票を投じるか、若しくは表決自体を欠席し、民主派内部の足並みの乱れが印象付けられる形となった。

(もろはし く に ひ こ 政治議会課憲法室)

52) 「民建聯対<<政制發展專責小組第三号報告>>的回應」『民建聯網站』(民建聯ホームページ) <<http://www.dab.org.hk/>> (繁体字中国語) (last access 2004.10.26); 「自由党对政制發展專責小組第三号報告的回應」『自由論壇』(自由党ホームページ) <<http://www.liberal.org.hk/>> (繁体字中国語) (last access 2004.10.26).

53) 『明報』2004.9.16,18.

54) 『明報』2004.10.1.